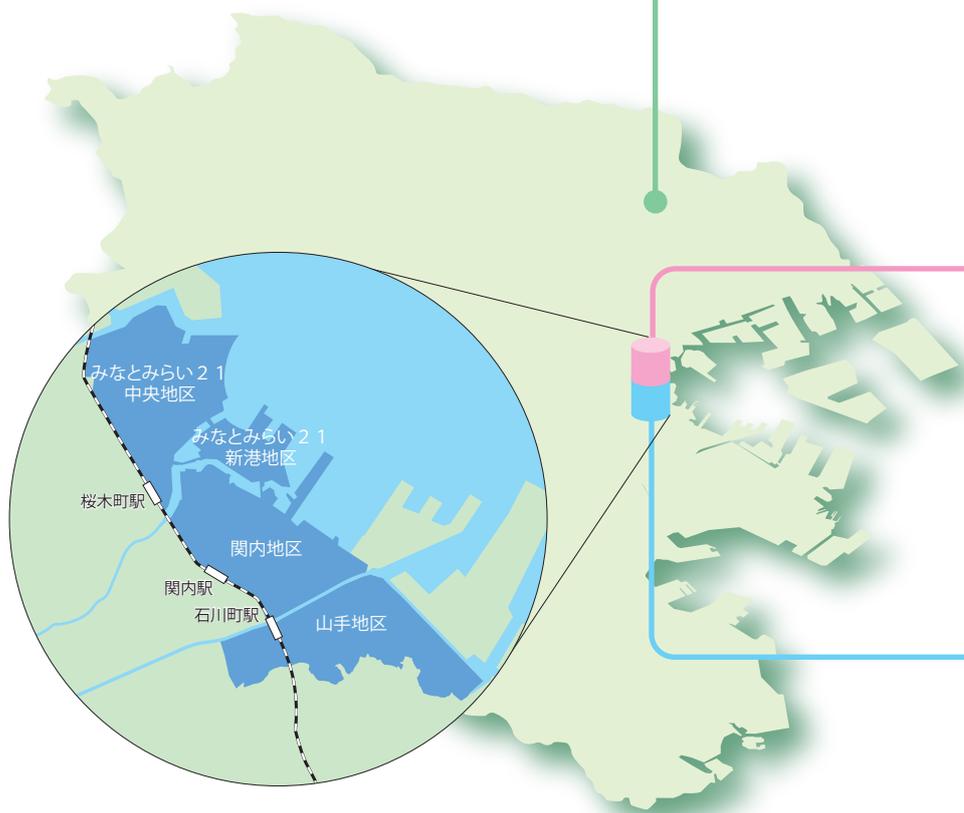


横浜市の 景観形成に ついて

横浜市は、都市の質の向上を目指して、港や歴史文化、水・緑などを大切にしたい、魅力ある都市景観形成の取組を進めてきました。平成16年の景観法施行を契機として、平成18年に横浜市の景観形成に関する考え方を示した「横浜市景観ビジョン」と「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）」を施行しました。景観ビジョンの理念を踏まえ、景観法に基づく景観計画などの基本的、定量的なルールを定めた景観推進地区において、さらに質の高い景観形成を図るため、景観条例に基づき都市景観協議地区を合わせて指定し、創造的な協議を行います。



①景観法「景観計画」 (全市域)

- 斜面緑地の開発行為での法の高さの制限、緑化の制限
(裏面※2参照)

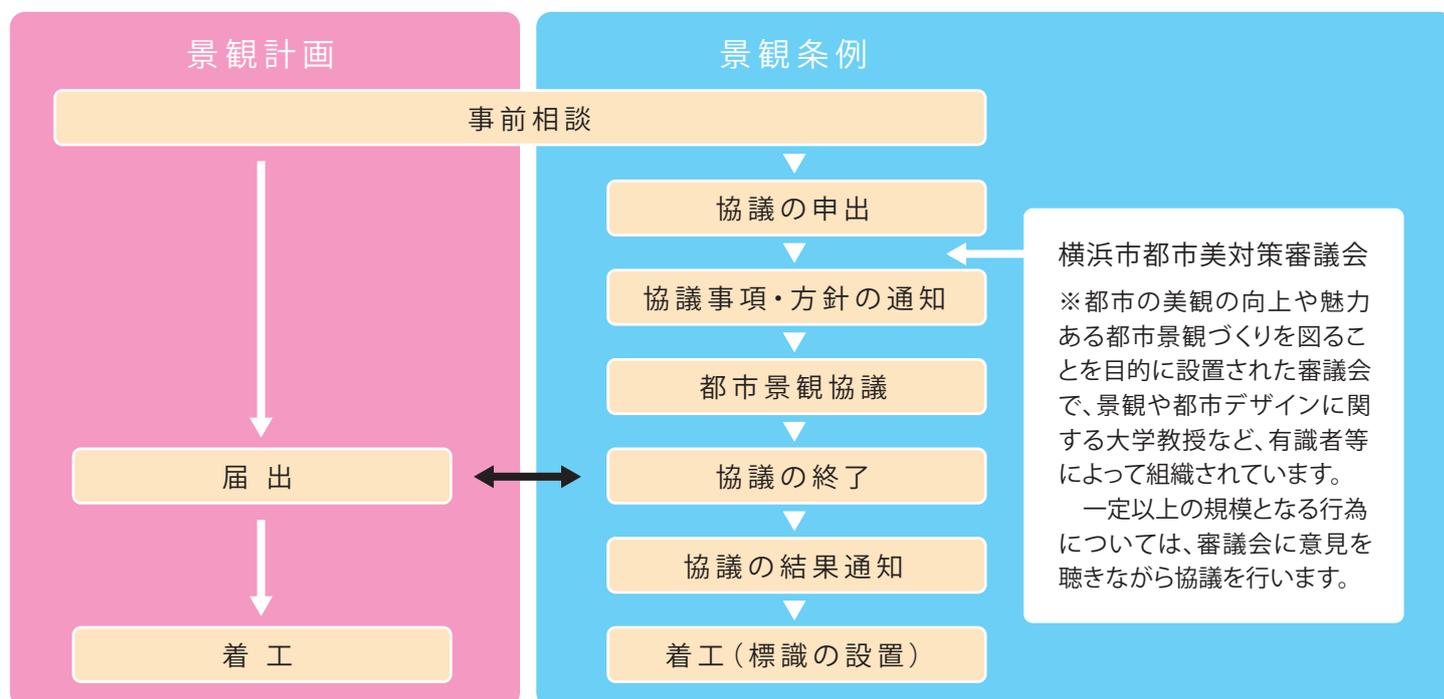
②景観法「景観計画」 (景観推進地区: 4地区)

- 建物の形や色、建物高さ等の定量的な基準
- 届出・勧告等の緩やかな規制

③景観条例 (都市景観協議地区: 4地区)

- 魅力の魅力向のための定性的な基準
- 事業者と横浜市で協議

手続きの流れ



関内地区 みなとみらい21中央地区 みなとみらい21新港地区 山手地区



建築物の建築等
工作物の建設等
木竹の伐採
特定照明(ライトアップ)
屋外広告物の掲出等
を行うときに
景観に関する横浜市との協議、届出が必要です。

横浜市内で建築物の建築等を行う場合には、以下で示す区分ごとに『景観法に基づく景観計画の届出』及び『横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例)』に基づく都市景観協議が必要となります。

地区区分 行為の種類	右記以外の地域		景観推進地区(景観計画)・都市景観協議地区(景観条例)							
			関内地区		みなとみらい21中央地区		みなとみらい21新港地区		山手地区	
	届出	協議	届出	協議	届出	協議	届出	協議	届出	協議
建築物の建築等	—	—	要 ^(※1)	要 ^(※1)	要 ^(※1)	要 ^(※1)	要 ^(※1)	要 ^(※1)	要 ^(※1)	要 ^(※1)
工作物の建設等	—	—	要 ^(※1)	要 ^(※1)	—	要 ^(※1)				
開発行為	— ^(※2)	—	— ^(※2)	—	— ^(※2)	—	— ^(※2)	—	— ^(※2)	—
特定照明(ライトアップ)	—	—	要 ^(※1)	要 ^(※1)	—	—	要 ^(※1)	要 ^(※1)	—	—
屋外広告物の掲出等	—	—	— ^(※3)	要 ^(※1)	—	要	— ^(※3)	要	— ^(※3)	要
木竹の伐採	—	—	—	—	—	—	—	—	要 ^(※4)	—

(—: 不要)

- ※1: 行為の内容・規模等により、届出・協議が不要となる場合がありますので、詳細に関しましては各担当課にお問い合わせください。
- ※2: 開発許可を要するもののうち、開発区域面積が500平方メートル以上(予定される建築物の用途が地下室マンション条例の規定による地下室建築物となる共同住宅等を除く)のものについては景観法に基づく行為の制限がありますが、開発許可の際にあわせて審査を行うため届出は不要です。
- ※3: 通常の屋外広告物に関する基準に加えて、景観推進地区ごとの基準が定められていますが、屋外広告物許可申請にあわせて審査を行うため届出は不要です。
- ※4: 高さが5メートルを超え、又は1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超える木竹の伐採を行う場合に限りです。

具体的な対象行為や基準等は、下記窓口までお問い合わせください。

1 各地区内での届出・協議に関する内容

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/keikan/keikaku-kyogi.html>

- ◆ 関内地区・山手地区 都市整備局都心再生課 TEL.045(671)2673 / FAX.045(664)3551
- ◆ みなとみらい21中央地区 都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課 TEL.045(671)3516 / FAX.045(651)3164
- ◆ みなとみらい21新港地区 港湾局整備推進課 TEL.045(671)7342 / FAX.045(550)3598

2 屋外広告物に関する内容

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/toshiseibi/koukokubutsu/>

都市整備局景観調整課 TEL.045(671)2648 / FAX.045(550)4935